

2013年4月7日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—労働・社会保障政策関連—

**みずほ中国 ビジネス・エクスプレス**

( 第 259 号 )

# 上海市人的資源社会保障局、 2013年の社会保険料納付基準額を公表 平均賃金 8.3%増を受けて調整

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人的資源社会保障局はこのほど、「2013年の上海市社会保険料納付基準」を公表し、納付基準の上限と下限をそれぞれ 14,076 元、2,815 元に引き上げました。新基準の実施期間は、2013年4月1日～2014年3月31日となります。

同局は、2013年3月25日付で『当市の2012年の従業員平均賃金に関連する事項についての通達』（滬人社綜[2013]151号、以下『通達』という）を公布し、2012年の上海市の従業員平均賃金が前年比 8.3%増の 56,300 元、月額で 4,692 元となったことを公表しています。基準改定はこれを受けたものです。なお、2012年度の納付基準上限（下限）は、12,993 元（2,599 元）でした。

\*

社会保険料の納付額は、各地方政府が定める納付基準額と納付比率に基づいて確定されます。上海市の場合、社会保険料の納付基準額は、上限が前年度の従業員平均賃金の 3 倍、下限が 60%に設定されています。従業員の賃金が下限基準を下回った場合は下限額に、上限基準を上回った場合は上限額に基づいて、社会保険料の納付額を計算します。

**『社会保険料納付に係る賃金基数の確定についての通達』**

(滬劳保基発[2006]7号)

**1. 納付基数の確定**

- (1) 当該年度の個人の納付基数は、従業員本人の前年の月額平均賃金性収入に基づき確定する。個人の納付基数の上限および下限は、当市が公布する前年度の全市従業員月額平均賃金の 300%および 60%に基づき、相応して確定する。その数値は、全市従業員の月額平均賃金に基づき計算し、四捨五入の原則に基づき、まず角に入れ、次に元に入れる。
- (2) 納付単位が月ごとに納付する社会保険料の基数は、単位内の納付個人の月額納付基数の和に基づき確定する。
- (3) 初めて勤務に参加する、および勤務単位を変更した納付個人は、新たに入った単位における最初の月の全月賃金性収入に基づき、月額納付基数を確定する。

納付基準額引き上げ後の社会保険料納付額（参考）は、図表のとおりとなります。納付基準の上限で計算した場合、従業員 1 人あたりの企業負担は前年比 400 元増の 5,208 元、個人負担は前年比 120 元増の 1,549 元 となります。

【図表】上海市における社会保険料の納付比率および納付金額（参考）

	養老保険		医療保険		失業保険		生育保険	労災保険	企業負担計	個人負担計
	企業	個人	企業	個人	企業	個人	企業	企業		
納付比率	22%	8%	12%	2%	1.7%	1%	0.8%	0.5%		
納付基数上限 (14,076 元)	3,097	1,126	1,689	282	239	141	113	70	5,208 元	1,549 元
平均賃金 (4,692 元)	1,032	375	563	94	80	47	38	24	1,737 元	516 元
納付基数下限 (2,815 元)	619	225	338	56	48	28	23	14	1,042 元	309 元

※ 上記の納付比率は上海市の機関・事業単位・企業・社会团体等を対象としたもので、その実施期間は 2013 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日となっています。

※ 納付上限額と下限額は、上海市社会保険料納付基準に基づき計算した金額の元未満の単位を四捨五入したもので、実際に納付する金額とは若干異なる可能性もあります。

（上海市人的人力资源社会保障局サイトの情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）

\*

「2013 年の上海市社会保険料納付基準」および『通達』の中国語原文は、以下の URL をご参照ください。なお、上海以外の納付基準額および納付比率については、企業所在地の社会保障部門にお問い合わせください。

#### 2013 年の上海市社会保険料納付基準【2013 年上海市社会保険費缴费标准】

[http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/ztxx/shbxxx/201304/t20130403\\_1146239.shtml](http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/ztxx/shbxxx/201304/t20130403_1146239.shtml)

当市の 2012 年の従業員平均賃金に関連する事項についての通達（滬人社綜[2013]151 号）

#### 【关于本市 2012 年职工平均工资有关事宜的通知（沪人社綜（2013）151 号）】

[http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/ztxx/gzzd/201303/t20130329\\_1146170.shtml](http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/ztxx/gzzd/201303/t20130329_1146170.shtml)

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

#### 【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:** 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:** 本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:** 本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいさ責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性やいは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。